

【別表 1】対象施設

営業時間短縮の対象となる施設一覧

1. 営業時間短縮の協力要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法による協力依頼)

カテゴリー	対象	備考
飲食店	キャバレー	<ul style="list-style-type: none"> ・午後 8 時から翌午前 5 時までの間の休業を要請 ・午後 7 時以降の酒類の提供の停止を要請 ・営業時間内は、業種毎の感染拡大予防ガイドラインによる適切な感染防止対策の協力を要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	飲食店	
	料理店	
	喫茶店（カラオケ喫茶を含む）	
居酒屋		
旅館、ホテル	ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）	※宅配・テイクアウトは協力要請の対象外
	旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）	
施設内で大声を発するなど、飛沫感染のおそれが高い施設	カラオケボックス	
	ライブハウス	

2. なお、上記 1 に掲げる施設は、午後 8 時から午前 5 時までの間の営業をしようとしていた事業者が、感染防止のため使用停止（休業）する場合も営業時間短縮と同様に対象となります。